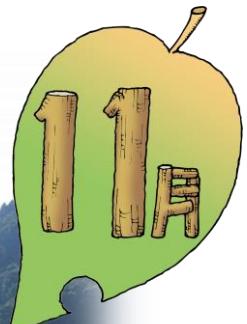


# 「毎月 11 日は人権をたしかめる日です」 障がいのある人の人権

## 思いやりの心をもって



### 「障がいについて知りたいこと」

- 外見で分かるものだけが障がいではない。
- 障がいの種類も程度もさまざまであり、一律ではない。
- 障がいは誰にでも起こり得る身近なもの。
- 「障がいがあるからできない」と決めつけずに、できることと一緒に考えて。
- 障がいは本人や家族の責任で生じるものではない。
- 介助者がいても、介助者ではなく本人に話しかけてほしい。

(内閣府ホームページ「障がいのある当事者からのメッセージ」より)